

B C P

(Business Continuity Plan)

～事業継続計画～

新型コロナウイルス対応【第1版】

2020年9月1日 作成

2020年11月16日 修正

2020年12月1日 修正

三種・八峰養護老人ホーム組合
養護老人ホームやまもと
特定施設養護老人ホームやまもと

新型コロナウイルス対応 BCP を読む前に

BCP とは？

自然災害や事件、テロといった緊急事態が起きた際、事業資産への被害を最小限に食い止め、中核事業を継続させていち早く事業全体を復旧させるために、平常時や緊急時におけるさまざまな対策や方法をまとめた計画のこと。
この BCP は、出来るだけ現状に則し、分かりやすく作成しました。

管理者メッセージ

この BCP は、新型コロナウイルスに立ち向かうためのものです。
一人一人の命がかかっています。真剣に読んでください。
職員を守るために出来ることは最大限行うことが前提ですが、当施設で陽性者が確認された場合、所属や職種に関係なく全職員で対応することになると想定されます。
その場合、福祉施設の職員として覚悟を決めて現場にあたっていただくことになります。
その時は、どうぞご理解とご協力をお願いします。

目次

I 対策本部の設置	P3
II 感染予防対策	P4
III 感染対策 【警戒】→【準備】→【実行】	
1) フェーズ1:「感染の恐れがある職員、利用者」が発生した場合	P5
2) フェーズ2:「感染が疑われる職員、利用者」が発生した場合	P6,7
3) フェーズ3:「感染者(陽性)の職員、利用者」が発生した場合	P8
POINT	P9

(注) 国内の感染拡大及び国、県内の感染対応、方針に変更があった場合、必要に応じ上記を更新します。

※ 状況により更新や変更を行う場合があります。

参照

- ・社会福祉施設・事業所における新型インフルエンザ等発生時の業務継続ガイドライン
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000108629.html>
- ・高齢者介護施設による感染症マニュアル
<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

I 対策本部の設置

今回発生した「新型コロナウイルス感染」を地震、台風などの大規模災害と同様に考え
万一施設で感染者が発生した際の人命の保護、施設（事業）継続と早期復旧を可能とするため
感染拡大の恐れがある時点（現時点）で、BCP 対策本部を設置します。

対策本部

	施 設
BCP 対策 本部長 ・方針の決定、対策の総括、施設のクローズ、避難施設の決定など	管理者 三種町長 施設長
BCP 対策 事務局長 ・職員、利用者の状況把握、情報収集と発信、各種調整など	主査（総括）
事務局 ①コロナ対策担当職員（発生状況など確認、集計など） ②対外的窓口（行政、保健所、社協、老人福祉施設協議会、家族など） ③感染予防、医療・看護、専門的知識などの情報提供 ④施設の衛生上の必要備品手配など衛生管理全般 ⑤保健所、医療機関、施設消毒業者、避難施設の確保などの対応 ⑥職員の人員確保、調整、応援手配など	主任生活相談員、生活相談員、主任支援員、副主任支援員、看護師、栄養士、主査（経理）

相談役 嘴託医（佐藤医院長）

II 感染予防対策

1. 職員各自が感染予防(手洗い、消毒など)を徹底する。またプライベートでも換気が悪く密集している場所には行かない。
2. 職員は施設内では必要に応じてマスクを着用する。活動では利用者様同士も一定の距離がとれるよう工夫する。
3. 施設入口に消毒液をおき、施設に入る時は職員全員が手指の消毒を行う。
4. 職員は出勤前に検温を行い、出社時に体温を記録する。
5. 熱がある職員、または風邪の症状があれば休みとし上司へ報告し指示を受けること。
6. 定時にトイレ、洗面所など多くの人が触れる箇所は当番を決め、消毒を行う。
7. 面会等は緊急やむを得ない場合を除き、原則禁止とする。
(面会させる場合は検温・マスク着用とし、発熱がある場合は面会を断ること。年内にはウェブ面会が出来るよう検討する。なお、委託業者等の立ち入りについては、面会等の取り扱いと同様にする。)
8. 不要不急な会議、研修、出張は中止、延期する。
(注) 最低限必要な場合は、小規模で換気しながらマスク着用とし2m以上離れる。

・「新型コロナウイルスを防ぐには」(チラシ)厚生労働省を参照
<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000599643.pdf>

・高齢者施設等に係る新型コロナウイルス感染症への対策の徹底について
(秋田県健康福祉部長:長寿-633 令和2年5月 29 日)

・新型コロナウイルス感染症対策～高齢者入所施設・居宅系サービス編～
(秋田県:5月1日版)

III 感染対応【警戒】

I) フェーズI…「感染の恐れがある職員、利用者」が発生した場合

■初期対応策

項目	対象者	BCP 対応策
1. 感染の恐れに該当	利用者 職員 及びその家族	<p>少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに嘱託医に相談する。</p> <ul style="list-style-type: none">●息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の<u>強い症状のいずれか</u>がある場合。●<u>重症化しやすい方</u>で発熱や咳などの<u>比較的軽い風邪の症状</u>がある場合。●上記以外の方で発熱や咳など<u>比較的軽い風邪の症状が続く</u>場合。 (症状が4日以上続く場合は必ず相談)
2. 対策本部へ報告	職員の上司	感染の恐れがある職員、利用者が発生したことと、その後の経過を報告する。

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

<https://www.mhlw.go.jp/content/000628620.pdf>

III 感染対応【準備】

2) フェーズ2…「感染が疑われる職員、利用者」が発生した場合

能代保健所 TEL 0185-52-4333 FAX 0185-53-4114

あきた新型コロナ受診相談センター 018-866-7050(24時間対応)

018-895-9176(毎日:8:00~17:00)

0570-011-567(毎日:8:00~17:00)

■入所施設のBCP準備

項目	対象者	BCP 対応策
1. 感染が疑われる場合	職員	自宅待機のまま、上司に報告し、嘱託医と相談の上、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談し医療機関受診へ。
	利用者	他の利用者から隔離し、嘱託医と相談の上、「あきた新型コロナ受診相談センター」に相談し医療機関受診へ。
2. 対策本部への報告	職員の上司	①感染が疑われる職員、利用者が発生したことを対策本部に報告する。 ②該当の職員、利用者が濃厚接触した可能性のある人についてヒヤリングし対策本部へ報告する。
3. 消毒&BCP 対応準備	対策本部	①感染が疑われる職員、利用者が発生したことを嘱託医等・職員に周知し、対応を準備する。 ②職員に施設の自主消毒を指示する。 ③陽性の場合に備え、施設閉鎖等の準備をする。状況によっては即時閉鎖する。
4. 感染が疑われる者と濃厚接觸の可能性 ・同室または長時間の接觸 ・介護等をしていた者 ・気道分泌液若しくは体液、排せつ物等の汚染物質に直接触れた者など	職員	自宅待機とし、発熱などの症状を上司に報告する。
	利用者	他の利用者から隔離(ふれあいホール)し、感染を想定したケアを行う。 例:担当職員を分ける、部屋の換気、マスク・手袋・アイゴーグル着用など 「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について P4 参照」 (厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ) http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf

III 感染対応【準備】

2) フェーズ2…「感染が疑われる職員、利用者」が発生した場合

「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について P4 から抜粋」

(厚生労働省 通知・事務連絡令和2年3月6日メモ)

<http://www.aigo.or.jp/korona/jimu%20030602.pdf>

●濃厚接触が疑われる利用者、職員の特定

新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合、施設等においては、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者・職員を特定する。濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定する。

- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
- ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
- ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排泄物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者

●濃厚接触が疑われる利用者に係る適切な対応の実施

濃厚接触が疑われる利用者については、以下の対応を行う。

- ・当該利用者については、原則として「ふれあいホール」に移動する。
- ・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5~10分間行うこととする。
- ・職員は使い捨て手袋とマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグル、使い捨てエプロン、ガウン等を着用する。
- ・ケアの開始時と終了時に、液体石けんと流水による手洗いまたは消毒液による手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔(目・鼻・口)を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒液で清拭を行う。
- ・当該利用者以外の利用者についても、手洗い等の感染防止のための取組を促す。
- ・施設長等の指示により、来訪者に対しても利用者との接触の制限等を行う。

(注) 新型コロナウイルス感染拡大対策マニュアルを参考にしてください。

III 感染対応【実行】

3) フェーズ3…「感染者(陽性)の職員、利用者」が発生した場合

■対策本部としての対応

項目	対象者	BCP 対応策
1. 陽性反応の報告	①上司 ②対策本部	①検査結果を該当職員から上司を通じ対策本部・嘱託医に報告する。 ②能代保健所の指導に基づき、行動履歴と濃厚接触者を特定し、指示を受ける。
2. BCP 対応実行	対策本部	対策本部は能代保健所の指示により施設の消毒範囲、日時、施設の閉鎖、期間を相談し、職員・利用者へ対応を周知します。
3. 外部への通知	対策本部	①濃厚接触者(職員)に約14日間の在宅勤務、自宅待機を指示する。 ②濃厚接触者(利用者)への事前に決めた対応策を実施する。(注) ③行政、社協、県老人福祉施設協議会、家族など関係者へ通知する。
4. 利用者対応	利用者	マニュアルに従って対応する。(注)
5. 職員(濃厚接触者)	職員	自宅待機、在宅勤務をし、毎日の体温、体状を対策本部へ報告する。
6. 施設の消毒	委託業者	県内で行なえる業者の情報を収集し、早急に出来るよう配慮する。 現在対応可能業者：(有)東北環境消毒 〒017-0043 大館市有浦4丁目5-30 TEL 0185-49-3951 FAX 0186-49-3815
7. 濃厚接触者の状況把握	対策本部	濃厚接触者(職員、利用者)の検査結果、発熱状況など把握し対応する。(注)
8. 通常業務の再開	対策本部	行政、能代保健所などにも相談し、感染がないことを確認し通常業務を再開する。

(注) 感染性廃棄物については、佐藤医院(嘱託医院)の紹介で次の業者と契約(委託)する。
株式会社 合川環境(北秋田市増沢字増沢口15-2、TEL 0186-78-2429)

(注) 新型コロナウイルス感染拡大対策マニュアルに従い行ってください。

POINT

■フェーズは、①恐れ(息苦しさ、強い倦怠感、高熱等のいずれか、もしくは軽い風邪症状がつづく)
②疑い(上記により医療機関受診 施設閉鎖準備)この時点で濃厚接触者の把握
③陽性(PCRで陽性が出た場合 施設閉鎖)
の3段階に分かれている。

■職員…………①恐れ → センター相談 医療機関受診 職場へ連絡
②疑い → センター相談 病院受診 医師判断後PCR検査
③陽性 → 自宅静養・入院 安全が確認されるまで
(※すべて上司へ報告指示受ける。治っても勝手に出勤しない。)

※ 同居の者が、、、①同居者が恐れの状態 → 出勤可能
②同居者が疑いの状態 → 出勤可能(自宅静養もありえる。出勤は上司と相談すること)
③同居者が陽性の状態 → 自宅待機

注意:上記は原則であり、症状や因果関係などにより大きく対応が変わる場合があるので、
全てにおいて上司と相談しながら対応すること。

●処遇については状況により、年次有給休暇や特別休暇等の対応を行う。